

後記

田口精一先生は、二〇〇四年一〇月八日午前一時に逝去了された。享年七八歳であった。田口先生は、田上穰治博士に師事し、ドイツ法を基礎とした精緻な解釈論によつてわが国のドイツ憲法研究をリードし、憲法学の発展に大きく貢献された。また、長年にわたり日本公法学会理事、司法試験委員などの重責を担い、学界に寄与された。著作集として、平成八年から一四年にかけて、信山社出版より『基本権の理論』、『法治国原理の展開』、『行政法の実現』が刊行されている。この著作集は、旧稿の再録ではなく、旧稿執筆後に発表された膨大な数の判例・学説の発展に目を配り、何度も修正を加えている。学問に対する田口先生の真摯な姿勢の証であり、後学に対し学問の厳しさを身をもつて示すものであつた。

田口先生のご研究では、人間の尊嚴や私人間効力、社会的法治国など、基本権総論・国家構成原理に関する研究が特に知られている。これらはいずれも、当該テーマに関する

基本文献として、現在なお常に参照されている。しかし、田口先生の指導を受けた者にとっては、最初期の論文である「自由裁量処分に対する判決」（法学研究二六卷一〇号）と、「裁判による憲法保障への期待」（法学研究二八卷四号）が思い出深いのはなかろうか。前者については、草稿の完成から脱稿するまでの間、何度も何度も書き直しをされたこと、後者については、新たに導入された違憲審査制に対する過剰なまでの期待の中、むしろ冷静にその限界を見極め、過剰な期待を戒めるという意図で執筆されたことを繰り返し聞かされた。論文が思うように書けずに苦しみ、また、時流に流されがちな駆け出しの大学院生にとって、大いなる励ましとなり、目標となつた。

ここに、生前に田口先生の指導を受けた者、また、田口先生と親しいお付き合いのあった方々の原稿を頂戴し、法学研究の一冊として、追悼論文集を刊行することができた。特に、中央大学元学長の川添利幸先生には、若かりしころの貴重なエピソードをご紹介いただき、感謝申し上げる。

二〇〇五年五月

法学部教授 小山 剛